

協議 5

次回（第 6 回）検討委員会について

1. 協議内容

(1) 『第 3 次調査対象地』の決定について

設定した要件に基づき絞込みを行った結果を『第 3 次調査対象地』として決定する。

(2) 『第 1 次整備候補地』の選定方法について（第 2 次選定）

- ① 現行の調査対象地を、想定される施設整備用地としての範囲を設定する。
- ② 継続協議の「評価項目及び判断基準」を参考に、簡易評価等について検討し、選定方法をする。

(3) 第 2 次以降の選定について（候補地評価方法の検討）

選定方針及び条件等の設定【継続協議】として評価項目及び判断基準について検討する。

2. 会議の非公開について

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会設置要綱(平成 27 年 8 月 26 日) 第 6 第 5 項第 1 号の規定に基づき会議を非公開としたい。

設置要綱【抜粋】

(会議)

第 6 委員会の会議は、協議会会長が招集する。

5 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 盛岡市情報公開条例（平成 12 年盛岡市条例第 51 号）第 7 条に規定する不開示情報に関する事項について審議等を行うとき。

(1) 非公開とする理由

次回検討委員会において調査対象地数十箇所を抽出することとしているが、協議の内容として整備候補地 10 箇所程度への絞り込みの検討を行うにあたり、具体的な地名・地点を挙げての協議を行うこととなる。※ 1

以上のことから、盛岡市情報公開条例第 7 条第 4 号の規定を準用し、会議を非公開にしようとするものである。

(2) 情報公開の方法について

会議資料については検討委員会終了後に、固有名詞、特定の地名等は伏せた形で公開をするものとする。

議事録（概要版）を会議資料に併せて公開しているが、その際の発言委員の表記方法について協議する。※2

表記方法案

- ① これまでどおり“委員”の頭に氏(名)を入れて表記する。
※ 現行どおり発言委員，発言内容ともに確認できる方法
- ② A委員・B委員のように氏(名)を記号等に置き換えて表記する。
※ 個別の委員は確認できないが，発言内容は系統立てて確認できる方法
- ③ ●●委員のように氏(名)を伏せる，または単に“委員”とのみ表記する。
※ 個別の委員は確認できず，発言内容のみ確認できる方法

なお，マスコミ対応については，会議冒頭「会長あいさつ」までを公開とする。

公開条例【抜粋】

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 市の機関，国の機関，独立行政法人等，市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，公にすることにより，※2 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性不当に損なわれるおそれ，※1 不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 省略

3. 開催日程について

日時：平成28年6月下旬を予定

会場：未定（盛岡市総合福祉センターを予定）